

議案第34号

区議会提出議案に関する意見聴取
(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和4年5月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

4世総第132号
令和4年5月11日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名
幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 2 案文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和4年第2回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和4年5月26日（木）
- 5 担当
総務部総務課総務係 久保 内線2064



議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月13日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 幼稚園教育職員の教員特殊業務手当の額を改定する必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「6,400円」を「16,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第17条 1～2 省略</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4 省略</p> | <p>第17条 1～2 省略</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>6,400円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4 省略</p> |
| <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(教員特殊業務手当の内払)</u></p> <p>3 <u>改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</u></p> | |